

## おでかけ KID'S PASS 取扱規約

### 第1条（目的）

この規約（以下「本規約」という。）は、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が実施する「おでかけ KID'S PASS 施策」（以下「本施策」という。）の申込み、審査、小学生無料乗車証（以下「乗車証」という。）の発行・使用、顔認証登録、デジタル乗車証の分配その他の手続き及び条件を定めることを目的とする。

### 第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「利用者」とは、乗車証を使用して、通用区間を乗車する者であって、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ①大阪市内に住所を有する者であって、以下のいずれかに該当する者
    - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校の児童に該当する年齢である者（4 月 1 日時点で満 6 歳以上 12 歳未満の者）
    - イ インターナショナルスクールその他当社がこれに準ずると認める学校（以下「各種学校」といい、小学校とあわせ「学校等」という。）において、小学校の第 1 学年から第 6 学年までに相当する学年に在籍する者（ただし、4 月 1 日時点で満 6 歳未満の者を除く。）
  - ②大阪市内に住所を有する者であっても、大阪市内の学校等に在籍する者（ただし、各種学校に在籍する者においては、前号イの要件を満たす者に限る。）
  - ③その他前各号に準ずるものとして当社が認める者
- (2) 「通用区間」とは、当社が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。）全線（以下「当社線」という。）、大阪シティバス株式会社が経営する乗合自動車の全路線（同社が別に定める路線を除き、以下「シティバス線」という。）、当社が指定する運行事業者が経営する乗合自動車の区間であって、当社から受託してオンデマンドバスとして区域運行するもの（以下「オンデマンドバス線」という。）をいう。
- (3) 「通用事業者」とは、当社、大阪シティバス株式会社及び当社が指定する運行事業者をいう。
- (4) 「保護者」とは、利用者の親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、利用者を現に監護する者をいう。
- (5) 「申込者」とは、本施策に申し込む保護者をいう。
- (6) 「デジタル乗車証」とは、乗車証のうち、サーバ上に管理する乗車証情報と対応端末に表示された二次元バーコードを組み合わせて使用するものをいう。
- (7) 「磁気乗車証」とは、乗車証のうち、当社が認める場合に限り定期券発売所で発行される磁気カード形式のものをいう。

- (8) 「引換コード」とは、デジタル乗車証と引き換えるために発行される固有のコードをいう。
- (9) 「e METRO アプリ」とは、デジタル乗車証の発行、表示、管理その他当社が別途定める機能を使用できる、当社が提供するスマートフォン向けアプリケーション「e METRO」をいう。
- (10) 「e METRO 会員」とは、当社が別途定める方法により会員登録を行い、当社がこれを承認した者をいう。
- (11) 「対応端末」とは、「e METRO アプリ」を動作させる情報端末をいう。

### 第3条（申込資格）

本施策の申込資格は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する者とする。

- (1) 利用者の保護者であって、申込日において18歳以上である者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれに準ずる者
  - イ 第19条の規定により、乗車証を無効とされた者又は無効とされた利用者の保護者
  - ウ 同一の申込期間内において、既に申込みを承認された利用者の保護者
  - エ その他当社が不適切と認める者

### 第4条（申込方法）

申込者は、次の各号のいずれかの方法により申込みを行うものとする。

- (1) 当社が指定するホームページ上のフォームに入力した情報を送信して申し込む方法（以下「オンライン申込み」という。）
  - (2) 当社の定期券発売所に申込書を提出して申し込む方法（以下「窓口申込み」という。）
- 2 申込者は、申込みにあたって、次の各号に掲げる情報を、オンライン申込みする場合においては、フォームに入力し、窓口申込みする場合においては、申込書に記入するものとする。
- (1) 保護者の氏名、生年月日、住所、電話番号及びメールアドレス（ただし、メールアドレスは、オンライン申込みに限る。）
  - (2) 利用者の氏名、生年月日及び住所
  - (3) 利用者の在籍学校等の名称及び所在地（ただし、利用者が大阪市内に住所を有しない場合又は4月1日時点で満6歳以上12歳未満ではない場合に限る。）
- 3 申込者は、前項各号に定める情報の証明として、申込者及び利用者についての第1号から第4号までのいずれかの書類並びに利用者についての第5号の書類（利用者が大阪

市内に住所を有しない場合又は4月1日時点で満6歳以上12歳未満ではない場合に限る。)を、オンライン申込みする場合においては、フォームに画像データとしてアップロードし、窓口申込みする場合においては、窓口の係員に提示するものとする。

(1) 個人番号カード(表面に限る。)

(2) 運転免許証

(3) 在留カード又は特別永住者証明書

(4) 住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもので3か月以内に発行されたもの)

(5) 通学証明書その他当社が認める在学を証明する書類

4 申込期間は、特段の定めがない限り夏期間及び冬期間の2回とし、日程は、当社が別に定め、周知する。

5 冬期間にオンライン申込みする場合であって、第2項に掲げる情報が夏期間(冬期間の始期と同一の年に属するものに限る。)に承認されたものから変更がない場合、同項及び第3項の手続きを省略することができる。

6 当社は、同一の利用者について重複する申込みがあった場合、当社所定の基準により、いずれか一つの申込みのみを審査の対象とし、その他の申込みは、承認しないものとして取り扱うことができる。

7 申込者1名につき、利用者3名までの申込みを行うことができる。

8 デジタル乗車証と磁気乗車証を同時に申し込むことはできない。

9 当社は、申込みにあたり提出された申込書その他の書類は、いかなる理由があっても返還しない。

## 第5条(審査)

当社は、申込内容について、アップロードされた証明書類の画像又は提示された証明書類等をもって第3条に規定する申込資格の有無等を審査する。

2 審査業務は、当社が指定する者に委託することができる。

3 当社は、申込内容に不備があると認めるときは、申込者に対し、その補正を求めるものとし、申込者は、申込期間内に補正するものとする。

4 前項により補正を求めたにもかかわらず、申込期間終了までに補正がなされない申込みは、取り下げられたものとして取り扱う。

## 第6条(承認及び乗車証発行)

当社は、前条の審査により申込資格を有し、申込内容に不備がないと認めたときは、申込みを承認し、それ以外のときは、申込みを承認しないものとする。

2 オンライン申込みの場合、当社が申込みを承認したときは、申込者が登録した電子メールアドレス宛に引換コードを送信するものとし、申込者は、引換コードをeMETRO

アプリに入力することで、デジタル乗車証の交付を受けることができる。なお、引換コードは、当社所定の方法により、1 回に限りデジタル乗車証との引換えに使用することができる。

- 3 オンライン申込みにおいて当社が送信する引換コードの数は、第 4 条第 7 項により申し込まれ、かつ当社が承認した利用者の数を上限とする。
- 4 窓口申込みの場合、当社が申込みを承認したときは、その場で磁気乗車証を交付する。
- 5 当社は、申込みを承認しなかったときは、その旨を申込者に通知する。

#### 第 7 条（乗車証等の管理）

保護者は、第 16 条に基づく分配を除き、乗車証及び引換コードを第三者に転売、譲渡又は貸与してはならない。

- 2 乗車証及び引換コードの管理不十分、盗難、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について、当社は、一切責任を負わない。
- 3 申込者が引換コードを紛失した場合、当社は、当該引換コードが未使用であるときに限り、同一の引換コードを再送信する。なお、新たな引換コードの発行は行わない。
- 4 当社は、磁気不良となった場合を除き、磁気乗車証の再発行を行わない。

#### 第 8 条（有効期間）

本施策により発行される乗車証の有効期間は、当社が別に定め、周知する。

#### 第 9 条（準拠する運送約款等）

乗車証を使用する保護者及び利用者の運送は、本規約に定めがない限り、通用事業者が定めるそれぞれの運送約款（以下「運送約款」という。）が適用される。

#### 第 10 条（使用条件）

乗車証は、通用区間内に限り有効とする。

- 2 乗車証は、必ず保護者が同伴し、保護者の管理のもとで使用するものとし、利用者単独で使うことができない。
- 3 乗車証 1 枚につき、利用者 1 名が利用できる。
- 4 保護者 1 名につき、利用者 3 名まで同伴することができる。
- 5 保護者及び利用者は、係員の請求があったときは、いつでも乗車証を提示し、検査を受けなければならない。
- 6 通用事業者は、不正乗車その他運送約款に違反する行為があった場合、運送約款の定めるところにより、増運賃等を収受する。

## 第 11 条（開始処理）

デジタル乗車証は、デジタル乗車証の有効期間中に、当社が定める方法に従って、対応端末を用いて使用開始の操作をすることにより、使用することができる。

- 2 複数枚のデジタル乗車証を使用する場合、まとめて使用開始の操作（以下「まとめて使用」という。）をすることができる。なお、まとめて使用をした後は、まとめて使用する乗車証の枚数を変更することができず、まとめて使用したデジタル乗車証は、分配及び顔認証改札の利用ができない。

## 第 12 条（デジタル乗車証の使用）

当社線においてデジタル乗車証は、保護者が自己のモバイル端末上に表示した識別情報をデジタル乗車券の対応改札機に読み取らせることで、利用者を改札通過させるために使用するものとする。

- 2 シティバス線においてデジタル乗車証は、保護者が自己のモバイル端末上に表示した識別情報を対応機器に読み取らせて、利用者が改札を受けるために使用するものとする。
- 3 オンデマンドバス線においてデジタル乗車証は、保護者のモバイル端末上に表示したものを運転士に提示して、利用者が改札を受けるために使用するものとする。
- 4 保護者は、e METRO アプリのチケット詳細画面から、デジタル乗車証に利用者の名前を設定することができる。
- 5 対応端末の故障、充電切れ、通信サービスの不調等により、改札時にデジタル乗車証を表示できない場合には、いかなる理由があってもデジタル乗車証を使用することができない。この場合、利用者が乗車券を紛失したものとして、運送約款に定めるところにより取り扱う。なお、再収受証明書は、交付しないものとする。

## 第 13 条（顔認証登録）

保護者は、e METRO アプリのチケット詳細画面から、利用者の顔画像を登録することができる。ただし、顔画像が登録できるのは、前条第 4 項に定めるところにより利用者の名前を設定した場合に限る。

- 2 顔画像を登録及び所定の操作をした場合、当社線の乗車においてのみ、顔認証改札機を利用することができる。
- 3 保護者は、利用者以外の顔画像を登録してはならない。
- 4 当社が別途定める顔認証改札サービスに関する利用規約は、保護者及び利用者による顔画像登録及び顔認証改札機の利用について準用する。ただし、当該規約と本規約との間に矛盾又は抵触がある場合は、本規約が優先する。

#### 第 14 条（顔認証改札利用時の条件）

顔認証改札機を利用する場合、同伴する保護者は、デジタル乗車証を携帯しなければならない。係員から請求があったときは、デジタル乗車証を提示しなければならない。

#### 第 15 条（顔画像データ等の取扱い）

当社は、第 13 条により登録された顔画像データ及び顔画像データを変換した顔認証データ（顔特微量データ）（以下、併せて「顔画像データ等」という。）を、顔認証改札機による本人確認の目的に限り使用する。

- 2 当社は、第 13 条により登録された顔画像データ等を、乗車証の有効期間終了後、速やかに削除する。顔認証改札で取得した顔画像データ等は認証後、即時削除する。
- 3 保護者は、いつでも顔画像データ等の削除を請求することができる。削除を行った場合には、顔認証改札を使用できなくなるが、デジタル乗車証により通常の改札を使用することができる。
- 4 当社は、顔画像データ等を第三者に提供しない。ただし、法令に基づく場合はこの限りでない。

#### 第 16 条（デジタル乗車証の分配）

デジタル乗車証の申込者は、別の保護者（e METRO 会員に限る。）にデジタル乗車証を分配することができる。ただし、この場合であっても利用者を変更することはできない。

- 2 分配先の保護者は、13 歳以上でなければならない。
- 3 デジタル乗車証の状態が入場中の場合、分配できない。
- 4 分配したデジタル乗車証の状態が未使用又は出場中の場合、申込者は、当社が定める方法により、デジタル乗車証（まとめて使用されたものを除く。）を回収することができる。なお、申込者は、回収したデジタル乗車証を再度分配できるものとする。
- 5 当社は、分配先の保護者がデジタル乗車証の分配を受けた場合、当該保護者がこの規約に同意したものとみなし、当該保護者は、この規約を遵守しなければならない。
- 6 当社は、申込者とデジタル乗車証の分配を受けた保護者との間で発生した紛争等につき、一切の責任を負わない。

#### 第 17 条（システム障害等）

保護者及び利用者は、e METRO アプリ、認証システム、顔認証システム等のシステム障害、通信障害、メンテナンス等により、デジタル乗車証が使用できない場合があることをあらかじめ了承する。

- 2 前項の場合において、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は、一切責任を負わない。

## 第 18 条（磁気乗車証の使用）

当社線において磁気乗車証は、利用者を改札通過させるために使用するものとする。

- 2 シティバス線及びオンデマンドバス線において磁気乗車証は、運転士に提示して、利用者が改札を受けるために使用するものとする。

## 第 19 条（乗車証の無効）

当社は、保護者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、乗車証を無効とし、磁気乗車証にあっては回収することができる。また、この場合、通用事業者は、自己に損害が生じたときは、損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第 3 条に規定する申込資格を有していなかった場合
- (2) 第 16 条に基づく分配を除き、乗車証を第三者に譲渡、転売、貸与、交換その他処分した場合
- (3) 乗車証を不正に取得した場合
- (4) 乗車証の取得や使用等に関して詐欺等の犯罪行為を行った場合
- (5) 本規約に規定する使用条件に違反した場合
- (6) その他本規約に違反する行為等、当社が不当と認める行為又は乗車証を不正手段として使用する行為を行った場合

## 第 20 条（確認等）

当社は、本施策において必要と認める場合は、保護者又は利用者に対して事実関係を確認することができる。

- 2 保護者又は利用者が前項の確認に応じない場合、当社は、第 6 条に規定する承認をしないこと、又は前条に規定するところにより乗車証を無効とすることができる。

## 第 21 条（払戻し）

本施策により発行される乗車証は、無料で発行されるものであり、いかなる理由があっても払戻しは行わない。

## 第 22 条（申込み及び利用に要する費用）

保護者及び利用者は、乗車証の申込み及び利用に必要な費用（証明書類の取得費用、申込みのための交通費、通信費、端末その他利用環境の準備・維持に要する費用、その他これらに類する費用を含む。）を自ら負担するものとする。

## 第 23 条（免責事項）

乗車証の盗難・紛失・滅失に対して、当社は、一切責任を負わない。

- 2 本施策の利用に関して保護者、利用者又は第三者に生じた損害について、当社の故意

又は重過失による場合を除き、当社は、一切責任を負わない。

#### 第 24 条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報保護に係る適切な措置を講じる。

2 当社は、本施策の実施のために以下の個人情報を取得する。

- (1) 保護者の氏名、生年月日、住所
- (2) 保護者のメールアドレス、電話番号
- (3) 利用者の氏名、生年月日、住所、在籍学校等の名称、在籍学校等の所在地
- (4) 利用者の顔画像
- (5) 第 1 号を証明する書類
- (6) 第 3 号を証明する書類

3 当社は、本施策の実施のために取得した個人情報を、次の各号に掲げる目的で使用する。

- (1) 申込資格の審査
- (2) 乗車証の発行及び管理
- (3) 本施策に関する連絡
- (4) 顔認証システムの運用（顔画像を登録した場合）
- (5) 承認の取消し
- (6) 本施策に関する意見収集

4 当社は、審査業務を委託する場合、委託先に対して業務遂行に必要な範囲で、個人情報を提供することがある。その場合、当社は、委託先に対して不正アクセス、流用、紛失、破壊、改ざん又は漏えい等を防止するための対策など必要かつ適切な監督を行うものとする。法令で認められる場合を除き、取得した個人情報は、第三者に提供することはない。

5 本施策の実施のために夏期間にオンライン申込みにより取得した個人情報は、冬期間の申込み情報の入力を省力化するため同年度 1 月末まで保持し、その後速やかに廃棄するものとする。

#### 第 25 条（規約の変更）

当社は、必要に応じて本規約を変更することができる。なお、変更後の規約は、当社が指定する方法により周知した時点から効力を生じるものとする。

#### 第 26 条（その他）

本規約に規定するもののほか、本施策に関して必要な事項は、当社が別途定める。

附則

本規約は、2026 年 7 月 1 日から施行する。